公の施設の指定管理者制度の導入

島根県

人口:744,677人

面積: 6,707.56 km²

取組の概要

平成 15 年度末時点で管理委託により運営していた 22 施設について、平成 17 年 4 月から指定管理者制度を導入した。

導入に当たっては、人件費の積算方法を「標準人件費方式」に見直した上で、全施設一斉に公募を行い、また、指定議決に向けては全施設の評価・採点表等を全議員に配布するなど、透明性を確保した。

取組の紹介

1 取組の背景

・ 公共サービスの向上と運営コストの縮減を図るために早期の指定管理者制度導入を 目指すこととし、平成 16 年 2 月 (H16 年度当初予算記者発表)には、平成 17 年 4 月 からの導入方針を公表するとともに、「中期財政改革基本方針 (H16 年 10 月)」にお いても積極的な制度導入について明記。

2 取組の具体的内容

- ・ 人件費の積算方法を「標準人件費方式」に見直したうえで、外郭団体が管理する施設も例外なく全施設一斉に公募を行い、平成17年4月には22施設へ本格導入。
- 外部委員を含む各施設の選定委員会においてサービスとコストの両面から評価し、 指定管理者(候補)を選定。
- ・ 指定議決に向けては、全施設の「評価・採点表、審査委員名簿、導入の基本的な考 え方」を全議員に配布するなど、透明性を確保。
- ・ 制度導入に伴い、前年度予算対比で約7億円の歳出削減にあわせて、閉館日、開館・ 受付時間等の柔軟な対応や利用者の満足度調査等の実施により利用者の視点に立った サービスを提供中。
- ・ 個別の業務委託を行いながら県が直接管理運営している施設についても、コスト縮減とサービス向上の観点から導入を促進。

【設置条例の改正に向けた対応】

- (1) 具体的な作業項目とスケジュールの確認
 - ・ 設置条例を改正する 9 月議会に向けて決定しておくべき事項(作業項目)や大まかな工程を検討し、所管課へ周知
- (2) 導入対象とする施設の整理
 - ・ 管理委託中の全ての施設を対象に、県有施設としての必要性や今後の管理手法 について人事課・財政課合同の施設所管課ヒアリングを実施し導入施設を整理
- (3) 指定管理者に任せる業務範囲の整理
 - ・ 従来の委託業務の内容を総点検し、導入対象の全施設について業務範囲を確定
- (4) 人役の整理
 - ・ (2)及び(3)の作業にあわせ人員の総点検を行い、指定管理業務に必要な人役を整理するとともに、関連する外郭団体への県職員派遣は原則廃止する方向で整理
- (5) その他
 - ・ 設置条例の改正にあたり、知事の承認により指定管理者が休館日等を柔軟に変 更できるよう規定を追加
 - ・ 協定により毎月の業務報告を指定管理者に対して義務づけ、県として運営状況 を把握するとともに、定期的に議会へ報告・公表。

【募集・選定に向けた対応】

人事課と財政課が連携してとりまとめた共通ガイドラインに沿って施設所管課で対応

- (1) 募集関係
 - ① 応募資格及び募集広報等
 - 応募者は県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人又はその他の団体
 - 県報公告、新聞、HP等により早期(タイムリー)に周知
 - ・ 募集期間は最低限 30 日程度を確保し募集期間中の早い時期に現地説明会を 実施
 - ② 指定期間
 - ・ 施設維持管理を主たる業務とする施設は原則3年間、ソフト事業を一体的に 実施する施設は原則5年間に設定
 - ③ 募集要項等
 - 一般的な項目に加え「応募上限額、審査選定基準、サービス向上策やモニタ リング手法の提案」などの項目を募集要項に統一明示
- (2) 公募上限額の設定関係
 - ① 利用料金制度
 - 入館料、使用料が管理経費の一定割合以上見込める施設へ導入
 - ② メリットシステム
 - ・ 利用料金制度を導入しない施設を対象に、公募で示した収入に対する増減実 績を指定管理料に反映させる仕組みを構築

③ 支出額と収入額

- ・ 施設ごとに指定期間の「支出・収入見込み額」を推計し公募時に提示
- ・ 管理委託制度において外郭団体職員の年齢に応じた給与実態に基づく所要額 としていた人件費の積算を「標準人件費方式」に改正

※「標準人件費方式」の概要

〈基本的な考え方〉

- ・業務に応じた4段階の職階とそれに対応する標準年齢を設定
- ・県職員の職務分類表等を踏まえ、人勧「モデル給与例」により設定

〈区分〉 〈基本想定年齢〉 〈標準年齢〉

担 当 B (主事級) \cdots 30 歳未満 \rightarrow 25 歳

担 当 A(主任主事・主任級) \cdots 30 歳以上 40 歳未満 \rightarrow 35 歳

管理職 B (現場管理者) · · · · 40 歳以上 45 歳未満 → 40 歳

管理職 A (統括管理者) \cdots 45 歳以上 \rightarrow 50 歳

〈標準人件費の設定方法(正規職員)〉

〔給料〕 … 職階別区分に対応する県の給料(標準年齢)

〔手当等〕 … 県及び民間支給状況等を勘案し、支給手当を選定

~ 算入手当等 ~

扶養、通勤、住居、管理職、共済費(社会保険料)、退職手当引当金、 期末勤勉(役職加算なし、支給月4月〔県4.4月・民間平均3.98月〕)

(3) 選定関係

① 選定基準

- ・ 施設ごとに設置した審査委員会(外部委員必置)において「選定基準、評価項目、観点」などを定めて応募者へ事前提示
- サービスに関する項目とコストに関する項目の審査ウエイトは同等に設定
- ・ 「プロポーザル方式」により提案された事業計画等が現実的か否かを含め、 詳細評価項目ごとに点数化して審査
- ・ 現管理受託者以外の団体が応募した場合は、4月1日から円滑に業務を遂行するための移行計画や現に従事している職員の雇用についての考え方を委員会で聴取

② 選定結果

- ・ 応募者全員に対して点数の入った評価調書を示し結果を通知するとともに、 HPで「選定者名、選定理由」を公表
- 指定管理者の議決を行う2月議会初日には「基本方針概要、全施設の評価調書、審査委員名簿、選定理由」を全議員に配布

3 取組の効果

- (1) H18年4月時点の導入状況(「指定管理者制度の導入状況」参照)H16年4月 1施設: H17年4月 22施設: H18年4月 3施設
- (2) 平成 17 年度導入時の歳出削減 ▲約 7 億円(コスト縮減分 ▲約 5.1 億円 利用料金制導入分 ▲約 1.8 億円)
- (3) 施設の利用状況
 - ・ 集客施設については、近年において開館やリニューアルが行われており、傾向と して集客力が減少する場合が多いが、増加に転じたものや減少率が低下した施設が 多数。
 - ・ 集客施設全体の利用状況について前年度に対する入館者数の増減率を比べてみると、平成 16 年度が▲10.6%であったのに対し、制度導入を行った平成 17 年度は ▲1.9%に止まっており、その下げ幅は大きく改善。
 - ・ また、貸出施設の利用率は増加または横ばいとなっており、集客・貸出施設とも に施設の利用が向上。

(参考:集客施設の利用者数)

年度	H15	H16	H17
人数	975,685 人	872,372 人(対前年▲10.6%)	855,761 人(対前年▲1.9%)

- (4) 指定管理者による利用者サービスの向上
 - ・ 全ての施設において開館時間や予約受付時間の延長など弾力的な運営が行われる とともに、利用者の声に応え、各種イベント等ソフト面の充実や車いすの方に配慮 した施設整備の充実など、きめ細やかに対応。

4 住民の反応・評価

- ・ 県が実施した利用者アンケートにおいて「職員の対応に好感が持てた」との回答が 多く見られるなど、利用者の声への迅速な対応や柔軟な運営によるサービスの向上に 対し評価。
- ・ 更新に向け、制度の目的を踏まえたうえで、利用者、指定管理者双方にとってメリットのある期間となるよう期間設定の再検討が課題。

<u>(参考)当該取組内容の関連ホームページ</u>

http://www.pref.shimane.lg.jp/jinji/

担当部署:人事課新行政システム推進室

指定管理者制度の導入状況

※利用料金制について、既に導入していた施設は〇、H17から新たに導入する施設について©で表示

(単位:千円)

施設名		利用料金制	指定管理者候補団体名 [前年度管理が異なる場合の団体名]	応募 者数	応募額 (初年度分)	指定 期間
H16	【新設】花振興センター (花ふれあい公園)		NPO国際交流フラワー21	1	83,575	3年
H17	しまね海洋館 (アクアス)	0	(財)しまね海洋館	1	193,000	5年
	男女共同参画センター (あすてらす)		(財)しまね女性センター	1	88,656	3年
	県民会館	0	(財)島根県文化振興財団	1	214,000	5年
	美術館		(株)SPSしまね [(財)島根県文化振興財団]	4	256,000	3年
	三瓶自然館及び付属施設 (サヒメル)	0	(財)三瓶フィールドミュージアム財団	1	304,500	5年
	東部総合福祉センター (いきいきプラザ島根)		アイカム(株) [(社福)島根県社会福祉事業団]	2	92,000	3年
	西部総合福祉センター (いわみーる)		浜田ビルメンテナンス(株) [(社福)島根県社会福祉事業団]	2	82,727	
	はつらつ体育館		セコム山陰(株) [(財)島根県障害者スポーツ協会]	1	6,932	3年
	宍道湖自然館 (ゴビウス)	0	(財)ホシサ*キグ*リーン財団	1	103,100	5年
	産業交流会館 (くにびきメッセ)	0	(財)くにびきメッセ	3	0	3年
	産業高度化支援センター (テクノアーク)		(財)しまね産業振興財団	1	240,000	
	浜山公園	0	NPO法人出雲スポーツ振興21 [(社)島根県観光開発公社、(財)島根県体育協会]	4	155,272	
	石見海浜公園	0	(株)ISP [(社)島根県観光開発公社]	4	144,160	
	万葉公園	0	大畑建設(株) [(社)島根県観光開発公社]	3	37,658	
	体育施設(プール等6施設)		(財)島根県体育協会	1	333,199	5年
	八雲立つ風土記の丘		(財)島根県文化振興財団	2	60,800	
	【新設】芸術文化センター (グラントワ)	0	(財)島根県文化振興財団	1)	281,109	5年
H18	【新設】古代出雲歴史博物館		ミュージアムいちばた(企業共同体)	2	176,697	5年
	県営住宅(東部)		島根県住宅供給公社	2	73,620	3年
	県営住宅(西部)		島根県住宅供給公社 [県直営]	1	43,110	3年